第5次男女共同参画基本計画パブリックコメントに伴う ユースからの提言

今日まで、ジェンダー平等や多様性の尊重の取り組みに関しては、1979年「女性差別撤廃条約」、1995年「北京宣言及び行動綱領」に代表されるジェンダー平等の推進と女性への暴力や差別を根絶する取り組み、2006年の障害者権利条約、2007年の先住民族の権利に関する宣言、2011年第19回国連人権理事会による性的指向と性同一性に関する初の国連決議の採択など、国際社会では弛まぬ努力が続けられてきました。日本国内では、1999年には「男女の人権が尊重された豊かで活力のある社会の実現(第1条)」を目指す男女共同参画社会基本法が制定され、2003年には「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」(202030)が男女共同参画推進本部によって決定され、ジェンダーの主流化による「男女」の参画のための施策が継続的に推進されています。さらに多様性に関する言及に関する政策的取り組みも漸進的に行われています。

しかしながら、ジェンダー主流化に向けた動きの中で、若者の声は十分に取り上げられてきたでしょうか。社会の一構成員である若者は、政策決定及びその施行過程への参画の制限や、声が十分に反映されてこなかったこと、そして若者が担う男女共同参画社会の形成に寄与する働きの重要性について十分な認識と評価がなされていないことから、社会においてより脆弱な立場にあります。その脆弱性の側面は多様かつ多重です。一側面には、ジェンダーに基づく男女、並びにセクシュアルマイノリティへの差別や暴力に加えて、アイヌなどの先住民、被差別部落の若者、在日外国人・在留外国人をはじめとする人種的・民族的マイノリティや、障害を持つ若者への差別などが複合的に存在します。例えば、ジェンダーに基づく差別に関して、世界経済フォーラムのGlobal Gender Gap Reportによると、日本のジェンダーギャップは全先進国の中でも最大で、過去一年で拡大したと指摘されています。また、2016年に実施された「LGBT当事者の意識調査――いじめ・職場環境問題――」の調査によると、職場や学校での差別的発言を聞いたことのある当事者は71.7%を占めています。差別や暴力の対象は、現在においては男女の二元論的なものに限定されない形態になっています。

あらゆる差別や暴力を無くし全ての人の人権が尊重され、性別、また言語や人種、民族、障害等によって限定されることなく包摂的な形で声を発することのできる社会を、様々な利害関係者(ステークホルダー)と協働しながら、社会の一構成員である若者が実現することは、男女並びに多様な性の平等を実現する観点からも、達成が求められる社会的命題です。

あらゆる分野における暴力や差別が根絶され、全ての人の人権が擁護され、声をどのような障壁もなく発することのできるそのような社会を実現するため、以上のような背景や SDGsの「誰一人取り残されない」の理念、マルチステークホルダー協働の考えに基づき、 多様な若者が直面する課題への認識とそれに対する効果的な政策を求めて、社会の構成集団である若者の意見を取りまとめて、以下のユース提言をいたします。

目次

あらゆる分野	における女性の参画拡大	3	
第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	3	
第2分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	4	
第3分野	地域における男女共同参画の推進	6	
第4分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進	7	
安全・安心な	暮らしの実現	11	
第5分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶	11	
第6分野	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様	性を尊	
重する環	境の整備	13	
第7分野	生涯を通じた女性の包括的健康支援	16	
第8分野	防災・復興における男女共同参画の推進	21	
男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備			
第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	22	
第10分野	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	24	
第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	26	
推進体制の整備・強化			

あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【包摂的な若者の政治参画の実現】

女性の議会議員および地方自治体の長を増やすことを目的とする「政治に参画しようとする女性の育成やネットワーク構築等の場の提供を検討する」の従来の積極的な取り組みを支持いたします。しかし、そのような男女の別のみだけではなく、多様なジェンダー、さらには年齢に偏りのない、包摂的な政治参画を目指すことを求めます。

若者の立場から見ると、女性の政治参画推進以前に、20代、30代の若者は政治分野において、極めて少数です。若者の男性すら、政治分野には欠いています。

この背景には、非正規雇用の低収入の若者が、不況感ある昨今において、政治に関心を寄せられるほど余裕がなかったり、政治を通じて明るい未来を実現する役割を果たそうとする主権者意識が低かったりする要因が挙げられます。また、メディアを通じて垣間見る、政治分野における旧態依然とした年功序列のヒエラルキー構造、また、政治参画に対し積極的な若者に対しSNSやメディアを通じて浴びせられる容赦のない批判により、若者は政治に関わるべきではないのでは、との禁忌感すら漂う昨今があります。

さらに「そもそも存在しなかった」点では、多様なジェンダーもまた、同じです。男女の別だけで分けられない、多様な性の在り方に関する理解は進みつつありますが、政治分野における存在感は依然低いのではないでしょうか。

そこで、大前提として主権者教育の充実によりジェンダーや年齢に偏りなく政治参画する 人を増やすことを目的としたうえで、国会議員選挙・地方議員選挙・地方自治体首長選挙立 候補における供託金の廃止、被選挙権年齢の引き下げにより、少しでも多くの若者が議会議 員・地方自治体の長を目指すハードルを下げることを求めます。

また、身近な問題や社会問題に対して自ら考え行動を起こすための主権者教育において、若者が社会において「自分たちのことは自分たちで決める」と自覚できる機会の創出をできるよう、都市部に限らず地方において、学校教育や地域社会での活動も行うことを求めます。また、そのような主権者教育の機会において、主権の行使の場におけるジェンダー平等の重要性の理解促進のため、ジェンダー平等に関する教育を必ず併せて行うことを求めます。

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の 調和

【就活セクハラの現状と求める対策】

就職活動におけるセクハラは面接での差別的な発言からレイプまでを含み、就活生を苦しめる深刻な問題です。Business Insider Japanの2019年2月の調べ「によると、就活生の49.2% (146人)が就活セクハラを経験する、すなわち約2人に1人がセクハラの被害に遭うといった結果が明らかになりました。

昨今使用が増加しているOBOG訪問アプリやマッチングアプリにおいて、企業が目の届かない場所で就活セクハラが起きています。就活では学生自身の言動・行動が判断されるため、不快なことがあっても声を上げずに我慢するしかないと思う学生が多くいます。

素案の第2分野には「就活セクハラ」に対する言及が不十分であるため、内閣府、厚生労働省、企業、大学が就活セクハラについて以下のような明確かつ実践的な対策をとることにより、学生も安心して就職活動ができるようになると考えます。

内閣府に対して

今年の6月に内閣府の男女共同参画が発表した「性犯罪・性暴力対策強化の方針」に就活セクハラに対する、より具体的な方針を盛り込むことを求めます。特に、全国的な就活セクハラ実態調査におけるデータに関して、就活セクハラも調査対象に盛り込み、調査を実施した上で、各省や国民にその調査結果提示、共有して欲しいと考えています。

さらに、就活セクハラ被害への迅速で適切な対応を行うためにワンストップ支援センターでも扱うことを要請します。

厚生労働省に対して

就職活動(インターンなどを含む)をしている学生を労働法などの保護対象に含めることを求めます。具体的に、上記にあげたOBOG訪問など、就活生と採用側の力関係が明らかに作用しているのにもかかわらず就活生側が悩みを打ち明けにくい場合において、企業の目の届かない場所を含む就活セクハラを防止するための明確な規定が必要です。その際、セクハラの加害者だけではなく、加害者を雇用している企業への罰を規定することも求めます。

民間企業・経済団体に対して

未来を担う若者を守り、社会や経済の持続可能な成長のため、企業が社会的責任として就職希望者の安全を保証することを求めます。就活セクハラの被害を増やさないため、企業での就活セクハラについての研修の義務化を求めます。特に業務外とされるOBOG訪問などでの行動や言動についても、決してセクハラがないように指導が必要です。

教育機関に対して

学生や生徒が自身の学生生活を十分に全うするために、就活セクハラの予防策並びに対応 策を検討し、実行してほしいです。就活セクハラを受ける可能性の周知、就活生が安心して

[「]竹下郁子『OB訪問で自宅や個室で性行為強要、2人に1人の学生が就活セクハラ被害に。「選考有利」ちらつかせ』2019年2月15日。URL: https://www.businessinsider.jp/post-185252 (最終アクセス2020年8月23日)

相談できる相談窓口の設置などの対策を講じるべきです。加えて、何がセクハラか、そして セクハラにあった場合何をすればいいかを学生に情報提供・周知徹底することを求めます。

【ワークライフバランスのさらなる推進に向けた施策】

現在の社会では、多くの女性がキャリアの継続と子育てなどの両立に悩まされています。 男女共同参画白書によると、出産後に就業を継続する割合は比較的少なく、6割以上の女性 が出産を機に離職したことがあると言われています²。仕事と生活を天秤に掛ける女性の多 くはキャリアで管理職に就くことを躊躇する場合が多く、パラレルキャリアの実現が難しい ことが現状です。また、令和2年版「子供・若者白書」における就労等に関する若者の意識 によると、働くことへの不安について、16~29歳の男女1万人中「とても不安」または「ど ちらかといえば不安」と回答した者が「仕事と家庭生活の両立はどうか」の72.2%となって います。多くの若者が不安を抱えていることから、キャリア教育や就労環境の整備が求めら れています。仕事と家庭を含む生活のバランスを保つために、政府や企業の対策、そして パートナーの支えが不可欠だと考えます。以下のことをキャリア教育の一環として政府や企 業に求めます。

内閣府に対して

夫婦間における固定的な性別役割分業を無くすために意識改革を、キャリア教育を通して行うことを求めます。素案のp.25にも言及されているように、男女問わずに一緒に家事や育児を行なっていくことで仕事先でも、家庭でも円満な生活を送りやすくなると考えます。家事や育児も一つの仕事として捉えてもらえるように、そしてパパやママになる大切さを学べるように要請します。現在行われているプレパパ・プレママ講座をより充実させ、親になる責任感を持つだけでなく、子供との触れ合いやパートナーと一緒に取り組む楽しさも感じ取れるような講座の開催を求めます。

厚生労働省に対して

労働時間等設定改善指針の改正に関するさらなる検討を求めます。男女共同参画が公開している資料によると、男性の週労働時間が60時間以上の就業者割合のうち、子育て期にある30代は17%、40代は16.9%であり、他の年代と比べると高い水準³です。

民間企業・経済団体に対して

企業には産前産後休業や育児休業制度、介護休業制度が取りやすい職場づくりに努めることを求めます。素案のp.27で言及されているように「育児休業などに関するハラスメントをなくすこと」はもちろんのこと、職場全体で取ることを推薦するような環境を確立させる必要性があります。さらに、職場へ復帰した時でも元の職業ができるように企業はサポート体制を作る必要性があると考えます。時短勤務や在宅勤務など就職と生活を両立できるように、より多くの新しい職業のあり方やサポートシステムの確立を要請します。

²男女共同参画局「第二節 仕事と子育ての両立の状況 女性の就業経歴」

URL: http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-03-04.html (最終アクセス2020年8月23日)

³男女共同参画局「第二節 仕事と子育ての両立の状況 子育て期にある男性の長時間労働」

URL: http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-03-05.html (最終アクセス2020年8月23日)

第3分野 地域における男女共同参画の推進

【就学年齢にある女性の状況認識と改善策の特筆】

若い女性が大都市圏・あるいは地方の都市部へ転入する傾向にある一方で、自力で地方から"脱出"できる力のある女性だけではありません。特に、就学年齢にある女性が、自力で居住地を変更することは困難です。高校生以下であれば、たとえ地域の閉鎖的な状況に絶望していても保護者の庇護を離れ、自らの意思で別の地域に移り住むことはほぼ不可能です。子どものころに地域で感じた絶望感が、やがて成長した際に、都市部への人口転入という結果につながることは必至です。地域における男女共同参画の推進においては、経済的・社会的に居住地を自由に選択しうる女性の観点だけではなく、そうした資源を持たない若者、特に就学年齢にある女性を取り巻く状況についての認識と、地方においては、女性やセクシャルマイノリティに対するアンコンシャス・バイアスがいまだに存在します。従来、女性の就業を想定してこなかった業種においてジェンダー平等の推進のため、更衣室、トイレ等ジェンダー平等に配慮した労働環境を整備するよう中小企業庁などを通じて働きかけること、ジェンダー平等研修の徹底を求めます。

【女性の社会資源としての側面を過度に強調しない配慮】

「産む機械」発言⁴に端的に現れるような、女性を社会資源としてのみ捉えるような社会からのまなざしに、若者は敏感です。地方に女性を増やしたい・残したいという思いは、その遠からぬ先にある出生率の向上に関する圧力へと密接につながります。地域経済の持続可能性を高めるための労働力等としての女性活躍は不可欠であるのは理解していますが、決して、社会資源としての側面ばかりが強調されないよう、女性がひとりの人として尊重される地域づくりの推進にむけて十分な配慮を求めます。

【男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題への取組の推進。
進】

「②気候変動問題等の環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して、取り組む。」とされていますが、女性に与える影響に加え、社会の様々な層の人々に与える影響を考慮して政策立案が行われることを求めます。

また、日本の温室効果ガス排出量の約9割はエネルギー起源CO2であり、環境問題は気候変動問題政策に限らず、産業・エネルギー政策と密接に関係してきます。したがって、環境問題に関する意思決定への女性参画に関して、環境省等の管轄する気候変動分野に関する取り組みに限らず、他のエネルギー分野においても女性の参画を拡大することを求めます。

⁴ AFP通信「「女性は産む機械」発言の柳沢厚労相、安倍首相が厳重注意」2007年1月29日。 URL: https://www.afpbb.com/articles/-/2174092(最終アクセス2020年8月23日)

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

日本の科学技術分野の女性研究者に関する基本認識に関して

第5次男女共同参画基本計画素案における「基本認識」には、科学技術分野での男女共同 参画を進める必要性が記載されています。しかし、現在の科学技術・学術における女性の参 画をめぐる問題は非常に深刻です。この分野の女子教育・啓発が急務であることを示すた め、下記の内容を明記することを強く求めます。

第一に、STEM分野の女子研究者比率に関して、素案では、「日本は16.6%と諸外国と比較して低水準にとどまっている」とされています。一方で、日本の科学技術分野の女子研究者比率がOECD最低であり、国際学力調査PISAの2018年の調査によれば、理系志望率は科学技術分野の仕事につきたい15歳の女子学生は3.4%とOECD諸国では最下位です。こちらの記載について「日本は16.6%であり、諸外国と比べ「非常に」低水準である。」といった読み手が危機感を持ちやすい記載としていただきたいです。

第二に、こうした女性研究者の比率や、理系志望率が低い現状の要因に関しても明記し、以降に記載されている具体的な取組によって課題を解決できると示すことが重要と考えます。科学技術分野で活躍できる女性が少ない要因としては、「周囲の女子学生の進学動向、親の意向、ロールモデルの不在等の環境」が指摘されています 5 。また、「女性は数学が苦手」というステレオタイプ脅威 6 、親からの理系分野への勧めが息子より20%低い 7 などが挙げられているため、基本認識の「研究者の前段階となる大学・大学院生における専攻分野別の女性比率を比較すると、理工系学部が低い。」という文の後に「この状況には周囲の女子学生の進学動向、親の意向、ロールモデルの不在等の環境が影響している。」と追記いただきたいです。

科学技術・学術分野における女性の参画拡大に向けて

【具体的な指標を伴う成果目標の設定と評価のメカニズム】

これまで内閣府の理工チャレンジや各大学が理系分野の女子学生比率をあげるために多額の助成金を支出し、様々な取り組みを行っているのにも関わらず、理系分野の女子学生比率は過去30年間ほぼ横ばい⁸です。この状況には、定量的な目標を設定していないことが一因ではと考えています。アメリカでは、カーネギーメロン大学およびハーベイマッド大学が定

⁵男女共同参画局「男女共同参画白書 令和元年版」の第2節より。

URL: http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html (最終アクセス2020年8月23日)

⁶ 森永康子「「女性は数学が苦手」 —ステレオタイプの影響について考える」『心理学評論』第60巻、2017年。 URL: https://www.jstage.ist.go.jp/article/sjpr/60/1/60 49/ pdf(最終アクセス2020年8月23日)

⁷ OECD PISA 2018" Insights and Interpretations", URL:

https://www.oecd.org/pisa/PISA%202018%20Insights%20and%20Interpretations%20FINAL%20PDF.pdf (最終アクセス2020年8月29日)

⁸ 文部科学省「令和元年度学校基本調査(速報値)の公表について」

URL: https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2019/08/08/1419592_1.pdf (最終アクセス2020年8月29日)

量的な目標を設定することで、コンピューターサイエンスの学部の女性比率を約10年で8%程度(2016年時に達成)まで増加させました 9 。

この点に関して、第四次男女共同参画基本計画の成果動向においては、大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合に関し、成果目標(期限)を「前年度以上(毎年度)」と記載されていましたが、第五次男女共同参画基本計画では、達成可能、かつ、状況を前進させる定量的な成果目標を取り入れ、表記を変更することを求めます。

(2) 具体的な取組、ア①「研究職や技術職として研究開発の分野で指導的地位に締める割合を高める」に対し、「一定数の女性候補者を含めること」を追記し、推進していただきたいです。また同②「科学技術基本計画における数値目標を踏まえ、科学技術・学術分野における女性の新規採用・登用に関する数値目標の達成に向けて、各主体(大学、研究機関、学術団体、企業等)が自主的に採用・登用に関する目標を設定し」に対し、同様に「候補者の中の女性割合を一定数に保つこと」も追記し、推進していただきたいです。科学技術基本計画の数値目標を大幅に上回った主体に対しては、運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の増額など、インセンティブを与えることも有効と考えます。

日本ではポジティブ・アクションへの理解が進んでおらず、同④「国が関与する科学技術プロジェクト等におけるポジティブ・アクションの取組を推進するなど、科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。」については、理解促進が欠かせないと考えています。そのため、「加えて、ポジティブ・アクションの合憲性・正当性を周知し、積極的に利用を行う」を追記し、対応していくことを提案します。

加えて、以上を含む具体的な数値目標に対し、5年後に第六次計画を策定する際に、達成状況の検証を行うことを提案します。

男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進

【ジェンダーステレオタイプによる倫理問題の防止】

2男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進(1)施策の基本的方向において議論すべきは、研究成果やその利用におけるジェンダーの観点の倫理性の問題¹⁰を防止することであると捉えられます。その際に必要なのは、主観的な「男性視点」「女性の視点」ではなく、ステレオタイプやアンコンシャスバイアスを孕んでいないかという客観的な分析です。このような議論を活発にするために、研究チームが多様な構成員(男女共同参画の視点からは特にジェンダーの多様性)であることも重要であると考えます。

以上を踏まえて、施策の基本的方向は以下のようにあるべきです。

・研究遂行過程において、研究チーム構成員のジェンダー多様性を推進する。」 また、「(2)具体的な取り組み」に関して、基本的方向の改善点を踏まえ以下のように 変更を求めます。

第5次男女共同参画基本計画パブリックコメントに伴うユースからの提言 18

^{9&}quot;Colleges Have Increased Women Computer Science Majors: What Can Google Learn?"

URL: https://www.npr.org/sections/alltechconsidered/2017/08/10/542638758/colleges-have-increased-women-computer-science-majors-what-can-google-learn (最終アクセス2020年8月29日)

¹⁰ ZD Net Japan「倫理的なAI」の重要性高まる--開発者にも求められる変化」2020年4月16日。

URL: https://japan.zdnet.com/article/35151856/(最終アクセス2020年8月23日)

- ①ジェンダーへの倫理的問題を起こしうる可能性を最小限にするよう考慮した研究・技術開発 を実施することにより、多様なジェンダーに対して平等な益のある研究成果を社会へ還元す る取組を促す。
- ②国が関与する公募型の大型研究について、男女問わず責任者となれるよう採択条件に、事業の特性も踏まえつつ、男女共同参画の視点の有無と取組状況を把握できる評価項目を設定する。とりわけ機会の平等に関して定量指標を設け、応募数に対して一定の割合が女性となるよう努めること。
- ③国が関与する競争的研究費において、いかなる事業であっても、出産・育児・介護等のライフイベントを理由に不採択とするのはハラスメントであると採択側に周知し、採択条件に、 出産・育児・介護等のライフイベントに配慮した取組を評価する項目の設定を進める。
- ④多様な価値観を持つ評価者の育成や配置、研究現場における性別役割分業など固定観念の打破、性別や年齢による差別がない人事運用や女性研究者のプロジェクト責任者への登用等を促進し、定量的な評価をもとに毎年改善していく。また、性別や年齢を理由に不当な扱いをすることはハラスメントであり、処罰の対象とする。

女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成について

【理工系分野におけるロールモデルの存在とその重要性の周知に関する 施策】

素案「4女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」の「③国立大学における、女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等」の部分に「理数系科目の女性教員を増やす教職課程での取組」を追記し、推進することを求めます。

内閣府委託調査「女子生徒等の理工系進路選択支援に向けた生徒等の意識に関する調査研究」¹¹によると、理数系科目の教員の性別は女子生徒の意向に大きく影響することから、ロールモデルとして非常に重要です。理科あるいは数学の教員が男性の場合、女子生徒が自らを「理系タイプ」と考える傾向は22.5%、どちらかの教科の教員が女性だった場合は33.8%と、11.3ポイントもの増加が見られます。しかし現在、日本において中学・高校で理数系科目を担当する女性教員は3割程度の少数であり¹²、育成が必要な状況です。

また、「女子は数学が苦手」というステレオタイプを強化しないため、教育現場で用いられる教科書等における描写にもガイドラインを作成する重要性を示していただきたいです。 メディア等における理数科目の教員を描いたイラストやアイコンは男性に偏りがちです。具体的には、「イ男女平等を推進する教育・学習の充実②固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す。」に対し、「また、ジェンダーステレオタイプを考慮した教科書の編集ガイドラインを設ける。」を追記し、進めていただきたいです。

URL: https://www.jawe2011.jp/welearn-publish/3197 (最終アクセス2020年8月23日)

¹¹ 内閣府「女性生徒等の理工系進路選択支援に向けた生徒等の意識に関する調査研究」URL: http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/girls-course h29.pdf(最終アクセス2020年8月29日)

¹² 舞田敏彦「データをジェンダーの視点で読み解く」We learn2020年2月号。

【教員や保護者へのアンコンシャス・バイアス、女子学生のステレオタ イプ脅威に関する理解促進施策】

前述の通り、教員や保護者のアンコンシャス・バイアスによって女子学生への理系分野への促進が男子学生より少ないというデータがあります。「4女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成(1)施策の基本的方向」の中において理工系選択のメリットを理解する取組のみが挙げられておりますが、「「アンコンシャス・バイアスに対する取組がけ」、女子生徒の理系進路選択を促進する。」と追記をお願いいたします。

また、特に内閣府の科学技術政策で提唱されているSociety5.0の実現に向けてはAIやIoT等のIT分野に関するキャリア教育を重視すべきであると考えます。そのため、現在の素案にある「① 大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促す。」に対し、「さらに、Society5.0の実現に向けてはAIやIoT等のIT分野に関する「キャリア教育を強化する」。」と追記いただきたいです。

安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力に対する予防、並びに削減と根絶に向けた包括的な体制の 確保のための施策

【包括的な性暴力被害者相談支援体制の確保と推進】

素案の第5分野では、暴力をうける主体として主に「女性」が記されています。また、男性被害者等に対しても必要な配慮が図られるよう、相談及び支援体制の充実を計る旨が記載されています。

ただ、現状として配偶者暴力相談支援センターが調査した相談者のデータによると、暴力の被害者には日本語の話せない人や男性が一定数おり、被害者は特定の国籍や性別に縛られないとが明らかになっております¹³。加えて、刑法改正により男性性暴力被害者を保護する環境は整いつつありますが、男性であるから被害に遭ったことを相談できない、男性特有の生理反応により、性暴力を受けた男性被害者自身が性暴力被害者であるのかどうか混乱するなどがあり、問題が顕在化され難い現状があります。現在ワンストップセンターや警察の性犯罪被害相談電話「ハートさん」へのアクセスが可能でありますが、男性が相談可能な施設の分かり難さも一因です。

このように、人種やジェンダー、性的指向・性自認、言語等によって、性暴力の被害に対するケアへのアクセスが制限されないよう、官民連携を行うなどより多くの相談を受け入れる相談窓口の受け入れ拡大や、また男性でも利用可能である旨の広報や性暴力予防に向けた若年層に対する啓発活動も強化することを求めます。並びに、素案では、タイトルや内容に"女性"とありますが、男性や、非日本語話者、性的マイノリティーの方々にも配慮した包括的な言葉に置き換えていただきたいです。

また、実際に性暴力を受けた被害者が、警察や医療機関をはじめとした社会において、二次被害を受けてしまう状況があり、それを恐れて被害者が被害を言い出しづらくなっている、二次被害の影響で性暴力被害に対するPTSDを発症しやすくなったりしている現状があります。

素案では性暴力による二次的被害の防止について触れられており、「学術団体を含め、産婦人科医、小児科医等に対する研修を促進する」と触れられています。そのなかでも、特に医学教育課程の産婦人科領域においては、性暴力被害者へのセカンドレイプの防止に向けた指導も必須項目としていただきたく思います。

【留学中の学生に対する暴力の根絶及び防止】

¹³内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について(平成30年度分)」URL:http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2018soudan.pdf(最終アクセス2020年8月23日)

現状として、日本人学生の海外留学件数が増加している中¹⁴で、現地で日本人から性被害に遭う日本人の学生が存在しています¹⁵。

被害を削減し、並びに防ぐための施策として、留学に行く学生がいる大学では事前にセミナー等を開催し、必ず留学先での性暴力に関する事例をとりあげ、注意を喚起するとともに、留学先の性暴力にまつわる法律や対処法についても告知する必要があります。さらに、留学中においては、大学に海外で性被害にあった学生が相談できる窓口を設置し、継続的に運営することが求められます。このような体制をサポートする職員の育成も重要になります。所属大学内の相談室等の職員に、留学先での性暴力に関する事例を知ってもらうなど、大学側として対策に取り組むことが必要です。また、企業等の駐在員が海外で留学生に被害をもたらさないようセクシャルハラスメント防止研修を実施し駐在先での性暴力に関する事例を必ず取り上げ加害防止策を強く推奨することを求めます。

【デートDV被害者の保護に向けた取り組み】

婚姻関係のないカップル間のデートDVについても相談しにくいなどの問題があげられます。デートDVはパートナーがいる20代女性の3人に1人が経験しているという調査結果¹⁶もあり、若者にとって大変密接な問題です。例えば同棲していないカップルはDV防止法で守られない危うい立場に置かれており法的措置を取ることが難しいことや、内閣府によって各種相談窓口として指定されている公的機関の広報には、「配偶者」としか書かれていないことが多く、未だデートDV被害者が十分に守られている環境ではありません。

これに対して、DV防止法の保護対象の拡大をご検討いただくこと、若者も配偶者暴力相談支援センターおよび婦人相談所等の公的相談所へのアクセスが容易になるよう、ホームページやチラシ等に交際相手からのデートDVも相談可能である旨を記した広報をさらに充実させること、SNSを積極的に利用するなど電話以外での相談可能にすることを求めます。

【性交同意年齢の引き上げ並びに同意のない性行為に関する禁止】

2017年刑法改正後もなお、「同意のない性行為をした加害者が処罰されない」など多くの課題が残っています。女性の13人に1人が無理やりに性交をされたことがあり¹⁷、この現状は女性が安心して暮らせる社会とは言えません。また、国連は日本に対し、性的同意年齢の引き上げを勧告する所見を採択しています¹⁸が、変更はされておらず、その間にも13歳未満の多くの子どもへの性被害は続いています¹⁹。諸外国では18歳未満の子どもに対し、大人が影響力を行使したり、未熟な状況を利用したりして、性行為をする場合を犯罪としています。日本でも、立場や権力関係を利用した未成年との性行為は、同意の有無を問わず犯罪とするべきだという声が強くあります。

¹⁴文部科学省「留学生政策をめぐる現状と施策」

URL: https://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryo/ icsFiles/afieldfile/2019/01/21/1396556 6.pdf (最終アクセス2020年8月29日)

¹⁵SAYNO「留学生のための性暴力対策マニュアル」

URL: https://slack-files.com/T013BC4KXFE-F018XVC8EHX-1b5f073f67 (最終アクセス2020年8月30日)

¹₢認定NPO法人エンパワメント神奈川「デートDV白書VOL.5 全国デートDV実態調査報告書」 2017年。

URL: https://notalone-ddv.org/wp-content/uploads/2018/01/ddv hakusho vol5.pdf(最終アクセス2020年8月29日)

¹⁷内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」2017年。

URL: http://www.gender.go.jp/policy/no-violence/e-vaw/chousa/h11 top.html (最終アクセス2020年8月29日)

¹⁸国際連合 自由権規約委員会 「日本第5回定期報告」URL: https://undocs.org/CCPR/C/JPN/CO/5 (最終アクセス2020年8月30日)

¹⁹警察庁「平成30年の刑法犯に関する統計資料」2019年。

URL: https://www.npa.go.jp/news/release/2019/20190816001.html(最終アクセス2020年8月29日)

「性犯罪に関する刑事法の在り方について、各種調査研究の結果等を踏まえた検討を行い、 その結果に基づいて所要の措置を講ずる」との言及がありますが、その詳しい措置内容には 触れられていません。

そこで、性犯罪に関する刑事法の在り方について、同意のない性行為等の禁止・性的同意 年齢の引き上げ・立場や権力関係を利用した未成年との性行為は、同意の有無を問わず犯罪 となるよう促すことを求めます。

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

【子ども・若者の自立に関する施策】

親の虐待などを理由に、児童養護施設にて育ち、高校卒業をきっかけに「自立」を迫られた若者は、未成年であるとの理由や、「親の同意が必要」との理由で行政の支援を受けられないケースが出ています。この現状はコロナ禍において、収入減などにより平時において存在していたこうした脆弱性がより浮き彫りになっています。

素案では、確かに新規学校卒業者、中途退学者、未就職卒業者への支援が言及されています。ただ、このような施策に、一定の年齢で支援を制限する、もしくは一定の年齢に達したことで支援を打ち切るのではなく、行政が個々のニーズを把握した上で、継続的なサポートや情報提供などを、SNSなどを通して行うというような通時的な視点も加えていただきたく思います。また、就職のみでなく、学びを継続したい若者に向けて、学業を継続的に保証できる仕組みも整えていただきたく思います。

【セックスワーカー対する偏見や差別を伴わない施策】

労働としての側面が本来含まれている「接待を伴う産業」や「性風俗産業」などにおいて、男女の経済格差を背に、若い女性は自身の生活費や学費などの足しにするために止むを得ず働いている状況があります。また、ときに労働環境の不安全さ故に、現場において結果的に性的に搾取されたり暴力を受けたりすることもあります。しかしながら、当事者が意思決定の場において存在しないもしくは考慮されないが故に、そのような実態が理解されずに「誰の」「どのような問題」なのかということに関して、偏見ばかりが先行してしまい、効果的な施策を打ち出せていないことがあります。例えば、新型コロナウイルスが流行している最中には特に、現金支援給付においては当初、性風俗産業に従事する人々はその支給に対象外にされるなど、施策レベルにおいても差別や偏見が顕著になってきております。

したがって、まず性風俗産業に従事する女性の中には、貧困の上労働せざるを得ない状況にある人や一方で現場において暴力を受けた人などもいるということを、調査の上で把握し偏見を生じさせないこと、加えてその調査のもと各々のケースに対する施策を、当事者を会議の場において考慮しながら、決定することを強く求めます。

【技能実習生の妊娠・出産に関する施策】

妊娠した技能実習生の女性は、ときに中絶か帰国の選択肢に強いられています。その選択肢を選ぶこと以外にも、妊娠中に堕胎したり、出産した後乳児を遺棄したりこともあります。このようなことが起きている要因の一つに、妊娠をした技能実習生は帰国させられるなどの認識が蔓延していること、もしくは送り出し団体においてそのような規定が存在することなどが挙げられます。

そのような誤認識に対して、2019年に定められた「妊娠等を理由とした技能実習生に対す

²⁰弁護士ドットコム『「帰国させられてしまう」乳児遺棄相次ぐ、技能実習生を追い詰める根深い課題』2020年5 月19日。URL:https://news.yahoo.co.jp/articles/e5531371a35c6ffc8557497d903294db5e11156d(最終アクセス:2020年8月29日)

る不利益取扱いについて」を技能実習生に男女関係なく引き続き周知することを求めます。 加えて、妊娠・出産などを理由に送り出し団体から強制帰国や損害賠償請求に課せられる技 能実習生の女性を、日本においても子供を出産し働く権利が保証されるべき対象として扱い ながら、受け入れ企業や監理団体に対して厳正に対処することを強く求めます。

【性別に関係ないキャリア教育・職業教育の推進】

素案中にたびたびキャリア教育についての言及がありますが、キャリア教育・職業教育の目的を性別に関係なく設定してください。p.59①にキャリア教育・職業教育の充実を目的に「キャリア・パスポート」の効果的な活用を通じて、女性が長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進すると記載があります。ここでは女性のみに言及されていますが、人生について考え準備することに性別は関係ありません。女性を取り巻く現状を知るということは大事ですが、この問題は女性のみが考えればよいということではないので、文言の修正、または女性に言及する理由の記載を求めます。

【全ての性的指向・性自認を包括する真のジェンダー平等の取組みへと変革】

近年、地方自治体の男女共同参画基本計画や、男女共同参画推進条例の中には、国に先行して多様な性のありかたを含めたものへと改革される事例が見られ始めています²¹。また、申し上げるまでもなく、(内閣府)男女共同参画局の英語名は"Gender Equality" Bureau Cabinet Officeであり、「男」と「女」の二項対比ではないジェンダーに軸を置いた取組みは必須です。男女共同参画の取り組みを、真のジェンダー平等の取り組みへと変革する努力を求めます。性的指向・性自認を理由とする差別に対しても毅然とした態度で向き合い、差別禁止を改めて謳う法律や計画作りを目指してください。

【特定の性的指向・性自認を理由とし困難な状況にある全ての人に対する る支援の拡充について】

男女共同参画基本法の前文には、「性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が掲げられています。いわば、「個としての尊厳の重視」が課題とされており、個々の多様性を認め合い、生き方を自由に選べる社会を目指しています。「男」「女」という性を無くし中立的な性をつくることを目指すものでもなければ、「女性も働かねばならない」「男性も育児をしなければならない」という特定の価値観を押し付けるものでもありません。素案中に72回も登場する「男女共同参画の視点」とは、まさに上記に挙げたようなものなのではないでしょうか。

この視点に立てば、第6分野2(2)工①に「性的指向・性自認に関すること~~中略~~に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め~~中略~~救済活動の取組を進める」とありますが、ここで、特定の性的指向・性自認を理由に困難な状況に置かれた人のうち、特に女性性を持

²¹ 例えば、横須賀市。2019年、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」へと名称を変更し、「全ての人が性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、家庭、地域、学校、職業生活等社会のあらゆる分野における活動において、主体的に行動できる社会を形成することに寄与することを目的」とし、内容を一新した。

横須賀市「男女共同参画及び多様な性の村長に関する審議会 | 横須賀市」2020年7月14日。URL: https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/g info/l100050300.html(最終アクセス2020年8月30日)

つ人のみを取り出して支援対象と記述することに違和感を覚えます。性的指向・性自認は、セクシャルマイノリティに限らず、ましてや女性性の強いセクシャルマイノリティに限られる話ではなく、ヘテロセクシュアル(異性に対して性的な感情を抱くセクシュアリティ)も、シスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性と自分の認識している性が一致している状態)も含んだ全ての人に関わる概念です。性的指向・性自認を理由とし困難な状況にある全ての人に対する支援の拡充を求めます。

【法的な婚姻を巡り、性的指向・性自認を理由に不利益を被ることの無い社会の実現】

ジェンダー平等の観点に立てば、現在の日本の婚姻制度が戸籍上の男女の間のみにおいてのみ認められていることで国民に生ずる不利益²²は、解消せねばなりません。上記に記した「男女共同参画の視点」に立ち、同性婚など、法的な婚姻を巡る全ての人の思いを受け止められる制度の一層の検討を望みます。

²²一般社団法人Marriage For All Japan、URL: https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/ (最終アクセス2020年8月29日)

第7分野 生涯を通じた女性の包括的健康支援

生涯にわたる男女の「健康」に関する包括的な施策

【学校における包括的性教育の実施】

日本における現行の性教育は、時間数・内容ともに各教育機関の裁量による部分が大きいです。加えて、学習指導要領²³には小学生・中学生において「受精・妊娠の経過は取り扱わないものとする」という規定があり、限定的な内容の教授にとどまっています。実際に受けた性教育の内容について、受講した記憶はあるものの、正しい知識が身についていないとする調査報告があります²⁴。それに加えて、性虐待の発覚の遅延・児童ポルノ被害・男女交際におけるデートDV被害の増加・若年妊娠・性感染症の罹患など、若い世代にも「性の課題」が存在しています。また、妊娠を希望する際の知識不足や、相談先の不足感から、ライフプランやキャリアを中心に据えた性教育へのニーズも少なくありません。さらに刑法では13歳以上の未成年者の性行為が成人と同じように扱われているため、性的同意はもちろん、性行為にまつわる性教育の実践を国は実践する義務があります。そのような中で、若者のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する最近の国際的な動向では、世界保健機関²⁵や国連人口基金²⁶やユネスコ²⁷が「国際セクシュアリティ教育ガイダンス(以下「ガイダンス」と記載する)²⁸」において、若者への包括的性教育の必要性を名言しています。日本でも、このガイダンスに沿った「包括的性教育」を実施すべきです。

素案では生涯にわたる男女の健康の包括的支援について、「ライフステージに応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行う」という文言がありますが、そこに「ガイダンス」に関する概念に基づいた認識および計画を求めます。

特に、我が国における性教育に関して各段階でのより具体的な指標と「ガイダンス」に 則った包括的性教育の実践が行えるよう、学習指導要領を改定することを求めます。出産や 結婚を前提とする性教育内容だけでなく、固定的な性別役割意識を植えつけない内容など、 「ガイダンス」に基づき、5~8歳の内から国際的にスタンダードとされる性教育の基準で教 育を行ってください。また、素案の生涯にわたる男女の健康の包括的支援については、基本 的には女性を中心とした健康課題への言及が多いです。男性の健康課題への言及や、男性の 健康支援に特化した計画の記載はもちろん、性別を問わず、その人の人生について考える包 括的性教育を求めます。

【「幼児期」項目の追加および、保育・教育に携わる職員への性教育に ついて】

²³ 文部省『新学習指導要領』2017年3月。

²⁴ 若林沙知・中西 伸子「大学生の性行動の実態と性感染症罹患に対する予防行動との関連について」奈良県立医科大学医学部看護学科紀要、第.14巻、p.37-44、2018年6月。

²⁵ WHO: World Health Organization.世界保健機関。URL: https://www.who.int(最終アクセス2020年8月29日)

²⁶ United Nations Population Fund: UNFPA.国際連合人口基金。URL: https://www.unfpa.org (最終アクセス2020年8月29日)

²⁷ United Nations Educational ,Scientific and Cultural Organization: UNESCO.ユネスコ。URL: https://en.unesco.org (最終アクセス2020年8月29日)

²⁸ ユネスコ『国際セクシュアリティ教育ガイダンス改定版』明石書店、2020年。

ライフステージにおける取組の推進において、就学前の乳幼児に対する項目は立てられておらず、幼児期の対象における取組についても言及するべきであると考えます。

文部科学省の示す「学校における性教育の考え方」には、幼稚園の性教育目標として「自分の誕生」「男女の違いの認識」「生命の尊さ」「男女のいたわり合い」が明記されていますが、実際にその内容は各施設の裁量に委ねている部分が多く、その内容や程度には差があります。実際に、幼児期の子どもへの性教育の実態については、ほとんど実施されていないこと、教員自身は性教育が必要であると感じていることが言及されています²⁹。

また、児童・生徒にかかわる教員らに関しても、養護教諭・保健体育教諭以外の教員は、 性教育への知識が乏しく、性教育の実践に対して不安であるとの調査結果もありますが、今 回の素案には、学童期・思春期の児童生徒と深く関わりのある教員らに対する計画への言及 はありません。

そのため、幼児の保育・教育に関わる職員に関して、幼児・児童・生徒への性教育を実践するために必要な研修を受けることを義務付け、幼児・児童・生徒が性教育に関する指導を受けた職員から性教育が受けられるようにしてください。

【教育機関以外における若者に特化した健康支援体制の構築】

わが国における生涯を通じた健康に関する情報提供は主に、学校現場で行われていますが、昨今のインターネット・スマートホンの普及により学童期・思春期の対象のインターネット利用率は年々増加しています³⁰。アクセスできる膨大な情報から、適切な情報にアクセスし、必要な支援・相談先にたどり着くことは困難です。とりわけ性に関する情報については、誤った情報やアダルトコンテンツもその中にはまぎれており、児童・生徒が適切な情報にアクセスできるようにすることは重要な課題です。また、国際的な動向としては、ユースクリニック(若者向けクリニック)をはじめとする³¹、若年層を中心としたサービスが展開されており、わが国でもそういったサービスを求める声は増えております。また、プライベートゾーンの認知により性被害・性加害を予防する観点をはじめ、幼児期からの包括的な性教育を家庭においても実施してほしかったという若い世代からの声も高まっており、学校以外の現場における体制構築が重要です。

素案には「学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について(中略)相談体制を整備する」「予期せぬ妊娠や性感染症の予防や必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、相談指導の充実を図る」と触れられていますが、その具体的内容がふれておらず、このままでは実現が困難なため、以下の内容を計画に組み込んでください。

行政・地域における整備としては、国から市町村に対してユースクリニックの設置を義務付けるとともに積極的な利用について、周知を徹底してください。ユースクリニックを設立することができれば、学童期・思春期・若年成人期における対象者が健康面での不安を抱えた際に必要な保健サービスに手軽かつ安価にたどり着くことができ、対象者が抱える相談を受ける体制や個別性の高い情報提供も可能です。

²⁹遠藤恵子、他「幼児に対する性教育の実態」山形保健医療研究、第10号、2007年。

URL:.https://www.yachts.ac.jp/off/library/kiyou/ronbun/1001.pdf#search='%E6%80%A7%E6%95%99%E8%82%B2+%E5%B9%BC%E7%A8%9A%E5%9C%92+%E5%AE%9F%E6%85%8B'(最終アクセス2020年8月23日)

³⁰ 内閣府『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果 (概要)』2020年

URL: https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai list.html(最終アクセス2020年8月29日)

³¹ 内閣府『男女共同参画白書平成30年度版コラム4予期しない妊娠の防止と性感染症の予防に向けた取組〜英国とフィンランドの事例〜』URL:http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/column/clm_04.html (最終アクセス2020年8月29日)

さらに家庭における整備としては、家庭で幼児期・学童期・思春期における相談体制が構築できるよう、年齢別の健康診断の場、保育・学校現場等を通じて、情報提供並びに、家庭における包括的性教育を含めた普及啓発のための指針を示してください。

【国際水準の安全な女性主体の避妊法・人工妊娠中絶方法へのアクセス の改善】

日本では、避妊インプラントなどをはじめ、WHOが必須医薬品と定め避妊成功率も高い女性主体の避妊法の多くが認可されていません。また、こういったホルモン剤は避妊だけでなく、月経コントロールや月経による不調軽減、月経期間の長期化による子宮への負担軽減に繋がるため、女性が望むパフォーマンスを実施するためにも有効です。しかし日本では、未産婦女性が使用できる実質唯一の避妊法である低用量ピルも、保険制度からの除外による高額さや、性教育不足による知識のなさから、アクセスが悪く使用率は4%程度と世界では類を見ない低使用率となっています。現在、SNSで「#緊急避妊薬を薬局で32」キャンペーンに多くの賛同が集まっていることから分かるように、緊急避妊薬も、その高額さや処方箋の必要性からアクセスが悪いことに対して、改善を求める声が挙がっています。

また、日本では人工妊娠中絶方法に関しても、WHOの「頸管拡張及び子宮内膜鋭的掻爬術が行われているならば、真空吸引法または薬剤による中絶方法に切り替えるべき³³」というガイドラインを遵守せず、頸管拡張及び子宮内膜鋭的掻爬術が未だ行われています。この状況では、女性が安心してライフプランを築けません。

素案では「「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が殊に重要である」としたうえで、学童・思春期における「避妊方法等を含めた性に関する教育を推進」に関する言及はありますが、実際に避妊を要する場面に直面する若年成人期において、避妊や中絶の方法・アクセスなどへの言及はありません。

そこで、まずはわが国でWHOの必須医薬品リストにある現代的避妊法と経口中絶薬の認可、また、避妊、人工妊娠中絶の提供方法と公的補助も含めたかかる費用の見直しを求めます。また、人工妊娠中絶の方法に関する調査を行い、頸管拡張及び子宮内膜鋭的掻爬術が行われている場合、真空吸引法の実施をするよう勧告をするよう求めます。

【人工妊娠中絶における配偶者欄の撤廃等について】

わが国における、人工妊娠中絶は、母体保護法により規制されていますが、その内容には、中絶に必須な条件として、「本人」と「配偶者」の同意とされており、自分の体のことを決められる主体は女性本人のはずですが、その権利が尊重されていません。そのため、夫からのDVによる妊娠であっても、同意が必要であり、中絶へのアクセスが困難となるケースがあります。また、母体保護法で中絶手術可能な対象や条件を定めてあるにもかかわらず、医療機関独自に「配偶者欄」「保護者欄(未成年に限る)」の記載を強要するケースが認められ、性暴力被害による人工妊娠中絶であるにもかかわらず加害男性からのサインが必要になる場合や、保護者に妊娠発覚が知られることを恐れた若年女性が人工妊娠中絶にたどりつけない現状も多くあります。

³² 緊急避妊薬の薬局での入手を実現する市民プロジェクト『緊急避妊薬を薬局でプロジェクト』2020年。URL: https://kinkyuhinin.jp/(最終アクセス2020年8月29日)

³³ WHO「Safe Abortion」2012年。

URL: https://www.who.int/reproductivehealth/publications/unsafe_abortion/9789241548434/en/ (最終アクセス2020年8月29日)

³⁴母体保護法 第14条。

素案では「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が 殊に重要である」としたうえで、学童・思春期における「避妊方法等を含めた性に関する教育」に関する言及はあります。

そこで、母体保護法の「配偶者」欄に関する項目の撤廃に関する法改正、及び医療機関独自の同意書(配偶者欄・保護者欄)提出への注意喚起を国に求めます。

【不妊症治療に関する保険診療化と教育体制について】

日本での採卵数が実施国60か国中世界一位であるにも関わらず、成功率は60か国中もっとも低いです³⁵。また、現在の日本における不妊治療は自由診療で行われており、助成金制度が整備されているとはいえ、経済的な格差が不妊治療の継続にかかわる事態となっています。また若年成人期になると、妊娠を希望する人が増え、不妊症に悩むケースも一定数存在しています。不妊の原因はすべてが卵子の高齢化が原因であるとの世論がありますが、実際に不妊の原因は男性要因も半数ずつであり、原因不明の不妊は、全体の3分の1を占めます。

素案では、「不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を 進めるとともに、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を進める」と言及しています が、その内容として、不妊治療の保険適用化を国に整備していただきたく思います。また、 不妊症や不妊治療に対する正しい認識が持てるよう、教育体制の整備を求めます。

【学童期・思春期におけるメンタルヘルス対策】

近年、いじめや学校生活等における悩み、セクシュアリティ等で若い世代においてもメンタルへルスを整える必要性が問題提起されており、労働者だけの問題とは言えない現状があります。しかし素案では、労働者のメンタルへルスは言及されていますが、若い世代のメンタルへルス面については言及がありません。解決に向けて児童精神医療との連携を必要とする問題が多いことが明らかになっている³⁶ため、実際に学校現場においてもメンタルへルスに関して、自己の体調に気が付き、体調を整えるための手法についての教育や、相談体制が整備されることが必要であると考えます。日本に現在設備されている、スクールカウンセラーの配置だけでなく、全校児童・生徒のメンタルへルスチェックの実施や、全児童・生徒に対する専門のカウンセラーによるカウンセリングを実施するよう求めます。

医療・保健分野における女性の参画に関する施策

【女性医師の増加と女子医学生性差別の廃止】

内閣府男女共同参画局は2018年6月に決定された「女性活躍加速のための重点方針2018」で、女性活躍の基盤整備に「性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習の充実」を盛り込んでいます。しかし、2018年に発覚した東京医科大学での入試不正をはじめ、これに反して女性が教育分野で直面する性差別・人権侵害のケースは横行していると懸念されます。

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1260335.htm (最終アクセス2020年8月29日)

³⁵国際生殖補助医療監視委員会 (International Committee Monitoring Assisted Reproductive Technologies: ICMART)2016。URL:https://www.icmartivf.org(最終アクセス2020年8月29日)

³⁶文部科学省「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」2009年。

素案にも記載されている通り、「女性の包括的健康支援を発展させるためには、医学・医療分野の意思決定に携わる女性医師を増やす必要がある」と考えます。

日本においては、女性医師の総数が少ない現状があり、このことは女性が診療を受けるうえで、同性から診察を受ける安心感を得たい等の理由などから、女性医師を選択ができなかったことに対して不満感を抱く若い女性は実際に少なくありません。

女性医師が少ない理由に関しては素案の「政策の基本的方向」にも記載されているように、妊娠・出産でキャリアを中断せざるを得ない場合があります。加えて、医学部入学希望者・国家試験受験者における女性の少なさについても、女性医師が少ない背景としてあげられます。

そのため、医学部入試における透明性を高めるためにするために、入学試験で不正が行われないよう、国として継続的な注意喚起を実施するともに、公正な大学入学者選抜の在り方の 検討を求めます。更に、受診者や健康診断を受ける者が、医師の性別を選択できるように女性医師の割合・総数を増加させることを求めます。また人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成を、教育現場で徹底することを求めます。

【地方における女性医師および女性専門外来の増加】

地方部においては、特に女性医師の割合が少なく³⁷、様々な医療機関の数が少ないなど医療へのアクセスに課題があります。地域の産婦人科が少ないため、受診理由が明らかになることを恐れ、産婦人科を受診しにくいという声や里帰りが困難などの声があります。素案では医療保険分野に従事する女性を、特に地方で育成・増加させることへの言及はありません。実際に女性が済む場所に左右されることなく、医療保健サービスが受けられるよう、女性医師の育成・増加や、女性専門外来の増設などの整備を求めます。

スポーツ分野における男女共同参画に関する施策

【アマチュア競技者への支援および指導者への研修】

素案中の「スポーツ分野における男女共同参画の推進」の部分において、総じて競技者が 女性であることを前提に記載されており、かつアマチュア競技者自身への取り組みへの言及 が弱いように感じます。

アマチュア競技者とは、地域活動や学校活動、部活動における競技者のことで、今回は特に就学前から学童期・思春期などにおける若年世代の競技者全体のことを言及しています。

実際のスポーツ現場では、女性競技者自身が、女性アスリートの陥りやすい健康上の問題の「三主徴」(利用可能エネルギーの不足、無月経、骨粗しょう症)に向き合う場面が多いですが、そういった競技者に対して、誰がどのように情報提供を行うべきであるか定めることが必要です。学内の部活においては教育委員会などから、地域においては各スポーツ連盟などから、指導者と競技者への情報提供および啓発を行うことを義務付けるよう国からの指導を求めます。

また、学童期・思春期の競技者が集中して競技に取り組める環境整備も非常に重要です。 指導者に対し、あらゆるジェンダー・セクシャリティに配慮した更衣室や合宿、競技者の呼 び方、競技者からの相談やカミングアウトへの対応方法などの研修を求めます。

³⁷ 厚生労働省『医師・歯科医師・薬剤師統計(旧:医師・歯科医師・薬剤師調査)』2016年。 URL:https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html (最終アクセス2020年8月30日)

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

【災害時おける若年女性を取り巻く問題の周知および若年女性の防災・ 復興へ参画】

第5次男女共同参画基本計画素案における「防災・復興における男女共同参画の推進」の部分の記述では、総じて、防災・復興へ参画する主体としての「女性」の参画と、表現的に一括りにされています。しかし、若者の性暴力被害者³⁸の存在や、心身の悩みなどの事例が確認されており、若年女性が自ら声を上げることは厳しいです。そのような特有のニーズに適切に配慮できるよう、防災・復興に関わる人すべてが、若年女性を取り巻く状況について把握し、若年女性の意見を取り入れ、また実際の避難所等の運営に際しては、運営委員に若年女性を積極的に加えることを求めます。また、性被害に遭った際に声を出せないということがあるため、早急に内閣府男女共同参画局のワンストップ支援センターのSNS相談窓口の開設を求めます。平時から気軽に相談できることで、災害時も若年女性の頼れる存在にもなります。

【防災施策への性的指向・性自認を包括する視点の導入】

災害時の対応を定めた地域防災計画や避難所運営マニュアル等に、性的指向・性自認への「配慮」を盛り込んだ自治体は、全国の都道府県、道府県庁所在地、政令市、東京23区(計121自治体)の23%にとどまります³⁹。その中で「検討していない」と回答した自治体の理由として、「盛り込む必要性は理解しているが、内閣府の各種ガイドライン等についても明確な記載がないので、検討ができていない」という結果が上げられています。

防災施策の立案及び実施にあたっては、性的指向・性自認に関することに配慮した事前の備えや避難所運営が実施されるよう、内閣府の各種ガイドライン等に記載することを求めます。

【災害後の金銭的格差の削減のための法整備】

災害援護給付金の貸付の主体として世帯主に置かれているのは男性が多いです。2016年、 国連の女性差別撤廃委員会は国連女性差別撤廃条約の実施状況に関する第7回及び第8回日本 政府報告書に対して発表した総括所見第40項「社会的及び経済的給付について」において、 「さらに委員会は、災害弔慰金の支給等に関する法律が(a)災害弔慰金の支給に際しては、 生計維持者に対する金額が2倍である、(b)災害援護資金の貸付に関しては、世帯主(多くの場 合男性である)が優先される点において、男女間の所得格差を拡大することを懸念する。」 と表明し、日本弁護士連合会もこの点に取り組むべきであると主張しています。

³⁸東日本大震災女性支援ネットワーク「東日本大震災 「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する 調査報告書」2015年。URL:<u>http://risetogetherjp.org/wordpress/wp-content/uploads/2015/12/bouryokuchosa4.pdf</u> (最終アクセス2020年8月29日)

³⁹加藤小夜、杣谷健太「性的少数者、避難に壁 災害時のトイレ、風呂…人の目悩み」毎日新聞2020年1月19日。 URL:<u>https://mainichi.jp/articles/20200118/k00/00m/040/138000c</u>(最終アクセス:2020年8月28日)

こうしたことから、「災害弔慰金の支給等に関する法律」が災害後の経済格差を間接的に もしくは直接的に助長していることが懸念されます。したがって、「災害弔慰金の支給等に 関する法律」に男女共同参画の視点を盛り込むことを求めます。

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

【世帯主制度の見直し】

働き方、個人の生き方が多様化し共働き世帯が片働き世帯を上回る中で、高度経済成長期までに制度設計上のモデルであった働き手のどちらかのみを世帯「主」とすることは、男女共同参画の観点から現状にそぐいません。85年に国際会議で採択された「女性の地位向上のためのガイドライン」では、法律や調査において「世帯主」というような用語を廃止する必要があると指摘されています。法律や各種の調査などにおいて扶養者や世帯主は男性であるという前提になっており、女性の経済的独立を妨げているという考えからです。また、2001年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の日本における実施状況に関する第4回日本政府報告」に対する日本弁護士連合会の報告⁴⁰でも、「例えば、賃金(特に各種手当)については、従来から行われている「世帯主」、あるいは「主たる生計の維持者」を基準として支給がなされている場合などがみられます。これらを基準とすることによって、世帯主は90%以上が男性という社会的実態の下で、圧倒的多数の女性は、「世帯主でない」「主たる生計の維持者でない」という理由で不利益を強いられる結果になりえます。こうした間接差別が根強く残っている」と指摘し、「配偶者控除など世帯単位の社会保障、税制等のシステムを個人単位のシステムへと切り替えていく」ことが提言されています。

現在、新型コロナウイルスによる家計収入減に対応するため、個人への特別給付金が支給されましたが、受給権者は住民票の「世帯主」に限定されました。その結果、世帯主である夫が家族の分まで使ってしまう、家族や配偶者から暴力を受けている(肉体・精神的なものだけでなく金銭的な自由を奪う経済的DVなど)人は給付金を受け取れない恐れ、または受け取れなかった人もいたと考えられます 41 。配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人へは例外的に世帯主でなくても受給できる措置はなされましたが、証明はなくても世帯主によって自分の分の給付金を奪われてしまった人も多いと推測できます。

素案では「新型コロナウイルスによる感染症の拡大によって顕在化した課題を踏まえ、 様々な施策の効果が必要な個人に適切に届くように、男女共同参画の視点に立ち、各種制度 等の見直しを促進する。」とありますが、世帯主制度の見直し、個人単位のシステムへの変 容、特に「世帯主」の用語を廃止するなどの具体的な取り組みを求めます。

【選択的夫婦別姓制度の導入】

素案p.76にも記載がありますが、選択的夫婦別姓制度の早期導入を求めます。夫婦が同じ姓を名乗る制度は、明治時代の1898年に施行された民法で、「夫婦は家を同じくすることにより、同じ氏を称する」とされたことに始まり、100年以上、続いておりますが、その間、時代は大きく変化しています。国が伝統的な家族観を大切にしていることで、結婚をしたく

⁴⁰ 日本弁護士連合会「女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約の日本における実施 状況に関する 第4回日本政府報告」 に対する日本弁護士連合会の報告」2001年1月。

URL:https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2001 35.pdf(最終アクセス2020年8月23日)

⁴¹ 山本奈朱香 朝日新聞デジタル 「10万円給付、「世帯主の口座に」で見えたもの」2020年6月14日。

URL: https://www.asahi.com/articles/ASN6F7FJRN68UTFL004, html(最終アクセス2020年8月23日)

ても躊躇う・出来ない・諦める若者カップルが多くいます。選択的夫婦別姓制度の導入は、婚姻率が上がるなど結果的には国家に対しても好影響を生むことが考えられます。家族形態の変化及び多様化の動向をきちんと把握し、早期導入を検討してください。

【学校における包括的な人権教育の徹底】

素案では学校において人権に関する正しい知識の普及と理解の促進を掲げています。しかし、人権教育の内容に関して現状、地域の特色や教職員一人一人の関心度により全国的に統一されていないことが課題です。公立学校の約6割が都道府県の教育委員会かの作成した人権教育に関する指導用資料等を利用していると回答していますが⁴²、各都道府県教育員会が策定している人権教育の内容は扱うテーマがまばらです⁴³。また、被差別部落住民やハンセン病患者、障害者やいじめ問題など、社会的弱者や人権が侵害されている状況に他人事で終わってしまう懸念があります。そのため、人権は「自分自身も含めて、誰もが平等に有しているもの」という人権に対する当事者意識が育めていないことを問題視しています。

人権に対する当事者意識を育むためには自らがどのような人権を持っているのか、人権擁護のために自分自身は何ができるのかという知識を内面化することが重要だと考えます。しかし、平成24年度文部科学省による人権教育に関する取り組みの調査結果より、「人権に関する国内法や条約等に関する知識」や「自他の人権を擁護し、人権侵害を予防・解決するために必要な実践的知識」に力を入れている学校はごく少数である。「ことから、国連人権宣言をはじめとし、私たち全員に法令等によりどのような人権が保障されているのかだけでなく、素案にも記されているように、人権が侵害された時にはどのような行動を取るべきなのか、自他の人権擁護、人権侵害を解決する方法を学校でも知って、実践できるような人権教育の設計と全国への一律な普及を求めます。

【人権教育の充実に向けた教員の働く環境に関する施策】

現行の学校教育では、人権教育に関して「協力的・参加的・体験的な学習」が必要であることが認識されているにも関わらず、時間確保ができないことや各教師の計画立案の負担や指導力不足などが課題です⁴⁵。教員一人一人が人権教育に関する計画立案や指導力の向上に取り組むことが困難である理由として、標準時数が前もって決められており、それにしっかり従えるかが教員の評価に直結するため、教科教育に含まれない人権教育に取り組む余裕がないという構造的な問題があるのではないかという現場の声があります。そのため、評価方

⁴² 人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について 第2章第2節問13

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2013/11/25/1341056_04.pdf(最終アクセス 2020年8月31日)

⁴³ 人権教育指導資料等一覧【都道府県教育委員会】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2018/06/07/1403937_02_1.pdf(最終アクセス2020年8月31日)

⁴⁴ 人権教育の推進に関ずる取組状況の調査結果について 第2章第2節問14

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2013/11/25/1341056_04.pdf(最終アクセス 2020年8月31日)

⁴⁵ 人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について 第2章第2節問18

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2013/11/25/1341056_04.pdf(最終アクセス 2020年8月31日)



⁴⁶ 人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について 第2章第2節問17 https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2013/11/25/1341056_04.pdf(最終アクセス 2020年8月31日)

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

【アンコンシャス・バイアス等に配慮した教育・学習の充実】

素案にある、「初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実を図る。」について、研修の内容に学校生活におけるジェンダーギャップについての情報を盛り込むことを提案します。例えば、隠れたカリキュラムや男女の進学意向の差などについて教員が意識することで、解消に向けた行動を取ることができるかと考えています。

【学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大】

学校において管理職を志望する女性は7%とごくわずかに止まっている背景には男性と比べて女性の方が家事育児との両立が困難になることが挙げられます⁴⁷。そのため、まずは家事育児との両立ができるような労働環境を改善することが優先されます。

女性を積極的に採用するアファーマティブアクションなどを導入することで女性教員、教育長のロールモデルが増えることを期待します。あらゆる教育段階において管理職に就く女性の割合を上げるためには、教育段階が上がるにつれて減少する女性教員の割合⁴⁸に関して対策を講じる必要があります。

【企業や地域に浸透する広報活動の展開】

社会において指導的立場・先導的立場にある人(企業・団体の経営者や管理職、経済団体^{**}、地縁団体^{**}の役員など)に対する意識改革を徹底してください。国や地方公共団体は、特に諮問機関の設置などにおいて、指導的立場にある人をその中に入れることが多いと想定されます。そうした機会をとらえて、固定的な性別役割分担意識・性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアスに関する周知を徹底し、彼らを発信源として、彼らの統率する組織に浸透させるよう試みてください。

【メディアにおけるジェンダー・セクシャリティ表現の配慮】

社会的影響力の大きいマス・メディアが描くジェンダー・セクシャリティには、固定性別役割分業を踏襲し、性を商品化したような表現が依然として少なくありません。メディアが作り出す男性像・女性像が、私たちの性別認識を形づくっているといっても過言ではありま

⁴⁷国立女性教育会館「公立小中学校における管理職登用の男女格差——「学校教員のキャリアと生活に関する調査」結果から」2020年3月17日。URL: https://www.nwec.jp/research/ecdat60000006n3l-att/kyouin2020.pdf (最終アクセス2020年8月23日)

⁴⁸ 文部科学省「令和元年度学校基本調査(確定値)の公表について」2019年12月25日。URL: https://www.mext.go.jp/content/20191220-mxt chousa01-000003400 1.pdf (最終アクセス2020年8月23日)

⁴⁹ 例えば、各地の青年会議所、商工会議所青年部、ライオンズクラブ、ロータリークラブなど。

⁵⁰ 例えば、自治会・町内会、神輿会、子ども会など。

せん。社会の価値観や意識が変わり、家族のあり方や性をめぐる考え方は多様化しており、 多様性を前提にした配慮が必要不可欠です。

そこで、メディアにおけるジェンダー・セクシャリティに関する不適切・不正確な報道が 相次いでいることから、メディアへの検討・改善の呼びかけを行ってください。そして、製 作側への教育の徹底と早急に表現のガイドラインを作成し、ガイドラインに基づいた発信を 求めます。

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

【持続可能な開発目標(SDGs)の理念を主軸にしたジェンダー主流化の推進】

素案の第11分野における「SDGsの達成に向けた連携と推進」の中では、「(中略)SDGs達成に向けた取り組みを広範なステークホルダーと連携して、推進、実施する。」と記載されています。しかしこのような抽象的な方針ではなく、SDGsの理念、その中でも実施原則である、「普遍性、統合性、包摂性、参画型、透明性と説明責任」を主軸にし、男女共同参画に向けたあらゆる施策を実施しなければなりません。

特に、対応的・包摂型・参画型・民主的な意思決定のガバナンスがGoal16において言及されています。現状、SDGs円卓会議などの日本におけるマルチステークホルダーの理念によって行われている会議意思決定プロセスや政策の公的な評価プロセスに関する会議、またジャパンSDGsアワードなど公的なイベントでさえも、女性が少ないこともしかり、若者もまた性別に関係せずほとんど構成員の中に含まれていないのが現状です。

こうした現状に関して、方針や施策の策定に関する公的な会議等の構成員として、若者を 民主的な形で代表する者が参画し、若者の声を指導者や他ステークホルダーに届けられる体 制の整備ないし実現を、あらゆるステークホルダーと協働し行うことを要請します。

こうしたガバナンスの下、男女を問わずジェンダー主流化をあらゆる政策分野に引き続き 反映させていくことを強く求めます。貧困や教育、環境問題、平和などSDGsに関する諸問題を、ジェンダーの視点から横断的に今後も検討し、実施していくことが重要です。

【女子差別撤廃条約積極的遵守と同条約選択議定書への批准に関して】

素案において女子差別撤廃条約の積極的遵守に関して、政府に必要な取り組みを要請すると明記されていることを評価します。しかし、選択議定書に関しては、条約の最終報告書(CEDAW/C/JPN/CO/7-8)にて要請がなされているにもかかわらず、今回の素案においては「(中略)真剣に検討をすすめる」とのみあり、その点において、選択議定書の批准決定にあたってプロセス、スケジュール、加えて議定書の履行のための法体系並びに履行を評価する指標について全く記載がなされていません。したがって、先の勧告に基づき、批准を議論する会議体系並びにプロセス、批准目標予定期日、加えて履行のための法体系、指標を含む議定書履行の行動計画の作成を行う旨を明記し、早急に実現していくことを求めます。

【国際機構による開発支援活動や平和構築活動における女性の参画拡大】

大前提として、国際機関等専門職員は志望していても構造上若者が積極的に応募することは難しい状況にあります。JPO制度や在外専門調査員など若者も応募できる制度があるにも関わらず認知度がまだまだ低く、その制度や国連職員の仕事内容や福利厚生の制度などに関する認知度を高め国際分野の職を志す若者に積極的な広報活動をお願いしたいと思います。

また、地元のニーズやキャパシティに合わせながら築き上げていく開発支援や平和構築活動において、支援を行う職員の女性は、裨益少女のロールモデルとなることや信頼醸造、

ジェンダー主流化に重要な役割を果たすことは周知の事実です。そのため、「女性・平和・ 安全保障に関する国連安全保障決議第1325号」の国別行動計画の拡大など開発・平和分野に 若い女性が参画しやすい仕組みづくりを行っていただくようお願いいたします。

推進体制の整備・強化

【多様な性と人権が尊重される社会実現に向けて】

わが国における男女共同参画は、その言葉の通り「男」「女」という男女二元論を前提とした言葉です。また、本基本計画素案では、様々な制度整備や公平性の保障のために改善すべき点が若者を対象にされています。しかしながら、若者が変化しただけでは、男女共同参画は実現しません。

現在世界が目指すべきは、あらゆるジェンダーアイデンティティを持つ人たち全ての権利が守られ、一人一人が望む人生を歩んでいける社会です。その実現によって、若者を含む、より多くの人々が本人も納得する充実したキャリアを築けたり、家族を持てたり、結果的には国家に対しても好影響を生むことが考えられます。

加えて、全てのひとの基本的人権を守ることは国家の義務であり、それを阻害する差別や制度は変革する必要があります。しかしながら、こういった平等な社会の推進の目的が、男女の二元論で語られ、個々人の人権を無視したものになってしまうと、例えば子どもを生まない選択をする女性や同性愛者など、多くの人々が置き去りにされる可能性があることにも留意しなくてはなりません。

自治体の「男女共同参画推進条例」が多様な性を含むジェンダー・セクシュアリティに関しての平等な社会を目指し変化しつつあるように、第5次男女共同参画基本計画でも、社会の変化を反映した内容となるよう再考を求めます。そして長期的には「男女共同参画基本法」が改正され、第6次の基本計画が作られる際には、より包括的な視点を持った計画となることを期待します。

指導者的立場の人なども含め、社会全体での構造的改善に向けた施策が今後一層重要になります。そのような社会構造的な変革を下に、ジェンダー平等の感覚を持った若者がジェンダー平等になればなるほど生きにくいものにならないためにも、「誰一人取り残さない」、すべてのひとの権利が守られる社会を実現するための男女共同基本計画を策定することを要請します。

【政策立案から評価の一連のサイクルに若者の視点を取り込むための施 策】

前文に述べられているとおり、ジェンダー主流化に向けた動きの中で、若者の声は十分に取り上げられてきたのかということに関しては疑問が残ります。社会の一構成員である若者は、政策決定及びその施行過程への参画の制限や、声が十分に反映されてこなかったこと、そして若者が担う男女共同参画社会の形成に寄与する働きの重要性について十分な認識と評価が問題だと考えます。

素案では、「政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る」(p.90) とありますが、その際には、若者の視点を取り込むことを必須として下さい。

統計資料並びに指標は政策立案からその評価まで広範に使われるものです。上記と加えて、ジェンダー統計の充実はもちろんのこと、男女だけではなく多様な性を含むジェンダー・セクシュアリティに関してのデータ把握を求めます。

また、若者自身が政策に関わる力をつけるために、2018年に日本で開催された「ジェンダー統計グローバルフォーラム」のような機会を設けたり、国際会議や女性差別撤廃委員会の審査に若者を派遣する等、若者の研究者や団体が主体となって統計データについて学んだり、政策・法律について学ぶことのできる機会を増やして下さい。

【ジェンダー平等を推進する国内本部機構への若者の参画】

男女共同参画社会の実現には、「次世代を担う若年世代を含めた様々な世代との情報共有や連携を強め」(素案p.89)が必要です。しかしながら、情報共有だけでは十分ではありません。若者が政策立案に実際に関わることが、将来にわたる説明責任を果たすという観点においても必要です。

例えば、国内本部機構のうち重要政策会議である男女共同参画会議・あるいは重要課題に 関する意見交換や情報共有等を行う有識者16名、そして第5次基本計画策定専門調査会のい ずれにも若者代表は入っていません。また、男女共同参画推進連絡会議の団体の中に、若者 の課題を主張する団体は少ないように見受けられます。本来であれば、学生団体をはじめ、 こうした団体・有識者に若者が一定割合含まれるとは言い難いです。

そこで、次回の基本計画策定専門調査会をはじめ、その他の専門調査会(現在は、女性に対する暴力に関する専門調査会及び重点方針専門調査会)にも若者代表を一定割合、参画させることを求めます。

また、「国内本部機構の中で重要な役割を果たすために」(素案p.89)設置されている専門調査会の下に、ぜひ若者専門調査会を作っていただきたいと思います。

さらに、すべての国・地方公共団体のこうした推進本部・審議会・専門委員会等に、ジェンダー・セクシュアリティ及び若者代表を構成員として一定割合含めることを提案します。 地方における若者参画は、より重要です。地方公共団体においても、同様に、政策意思決定の場に若者が参画できるようにすることを求めます。

以上

本提言文に関するお問い合わせ

#男女共同参画ってなんですかプロジェクト(公益財団法人ジョイセフ内)

Email: u30equal@joicfp.or.jp

本提言書を提出する構成員 (五十音順) ^[a]

(五丁百順)	
名前(ふりがな)	所属先
小田原未依 (おだわらみい)	#男女共同参画ってなんですか
倉石東那 (くらいしはるな)	持続可能な社会に向けたジャパンユースプ ラットフォーム
児玉実央 (こだまみお)	Voice Up Japan ICU 支部
斎藤明日美 (さいとうあすみ)	一般社団法人Waffle
櫻井彩乃 (さくらいあやの)	#男女共同参画ってなんですか
高橋理都子(たかはしりつこ)	持続可能な社会に向けたジャパンユースプ ラットフォーム
田中沙弥果(たなかさやか)	一般社団法人Waffle
中條那歩 (ちゅうじょうなほ)	プラン・インターナショナル・ジャパン ユースグループ
土井希実 (どいのぞみ)	公益財団法人ジョイセフ ILADY.
畑岡美代(はたおかみよ)	プラン・インターナショナル・ジャパン ユースグループ
廣田桃子(ひろたとうこ)	Voice Up Japan ICU 支部
福田和子(ふくだかずこ)	#なんでないの
福田菜月(ふくだなつき)	#男女共同参画ってなんですか
横井裕子 (よこいゆうこ)	
リムレイチェル	Voice Up Japan ICU支部

以上